

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示

示

年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正(職員厚生課)

字の区域の変更(地方課)

青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)

鶏等の移入の禁止の解除(畜産課)

土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)

保安林の指定の解除(造林課)

保安林の指定の解除予定(〃)

県道の区域の変更(道路課)

県道の供用の開始(〃)

土地区画整理組合の解散(都市計画課)

◇ 公 安 告 示

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 正 誤

平成三年二月鳥取県告示第百七十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第三百八十六号

平成二年十二月鳥取県告示第九百八十四号(年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について)の一部を次のように改正する。

平成三年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表を次のように改める。

年 齢 階 層	補償基礎額の最低限度額	補償基礎額の最高限度額
二十歳未満	三、五五三元	一一、六八八円
二十歳以上二十五歳未満	四、四〇八円	一一、六八八円
二十五歳以上三十歳未満	五、二三五円	一一、九二〇円
三十歳以上三十五歳未満	五、八二九円	一四、七三二円
三十五歳以上四十歳未満	六、二六七円	一六、八六三円
四十歳以上四十五歳未満	六、五九八円	一八、七〇六円
四十五歳以上五十歳未満	六、五三〇円	二〇、八九六円

五十歳以上五十五歳未満	五、九一六円	二一、九八四円
五十五歳以上六十歳未満	四、八八七円	二〇、〇六三円
六十歳以上六十五歳未満	三、五七〇円	一七、四六六円
六十五歳以上	三、二一〇円	一一、六八八円

附 則

- この告示は、平成三年四月二十三日から施行する。
- 改正後の規定は、平成三年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第三百八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、八束町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成三年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成二年十月二十五日現在の地番による。）
大字茂田字大畑 ケ	大字茂田字出晴二一の六、二一の七、二三の五、二三の六及びこれらと一体をなす国有地 大字茂田字大畑ケの全域
大字茂田字出晴	大字茂田字出晴のうち二一の六、二一の七、二三の五、二三の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字茂田字背戸畑一三五次一、一五三、一六五と一体をなす国有地の一部 大字茂田字井手口一四二の二、一四二の三、一四二の五及びこれらと一体をなす国有地並びに一三六の一、一三六の二、一三七の一、一四一の一と一体をなす国有地
大字茂田字屋敷	大字茂田字屋敷のうち一〇六の四、一〇六の六、一〇六の七、一三一の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇六の一、一〇六の五、一〇七、一三一の一、一三四、一三五と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字茂田字背戸 畑	大字茂田字背戸畑のうち一三五次一、一五三、一六五と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字茂田字井手 口	大字茂田字屋敷一〇六の四、一〇六の六、一〇六の七、一三一の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇六の一、一〇六の五、一〇七、一三一の一、一三四、一三五と一体をなす国有地の一部 大字茂田字井手口のうち一四二の二、一四二の三、一四二の五及びこれらと一体をなす国有地並びに一三六の一、一三六の二、一三七の一、一四一の一と一体をなす国有地以外の区域

<p>大字茂田字下伊呂字</p>	<p>大字茂田字下伊呂字のうち二七〇の二、二七〇の五、二七〇の六、二七二の二、二七二の三、二八四の三、二八五の二、二八六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二八八の四と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字茂田字菖蒲谷二八九の五及びこれと一体をなす国有地 大字茂田字上伊呂字二九六の二 大字茂田字添谷山四〇六の三 大字茂田字片平四一三の四</p>
<p>大字茂田字上伊呂字</p>	<p>大字茂田字下伊呂字二八八の四と一体をなす国有地の一部 大字茂田字菖蒲谷二八九の七、二八九の九及びこれらと一体をなす国有地 大字茂田字上伊呂字のうち二九六の二、三〇五の二以外の区域 大字茂田字イロ谷四一一の一から四一一の一四まで 大字茂田字片平四一三の二、四一三の三</p>
<p>大字茂田字菖蒲谷</p>	<p>大字茂田字菖蒲谷のうち二八九の四、二八九の五、二八九の七、二八九の九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字茂田字添谷山のうち四〇六の三以外の区域</p>
<p>大字茂田字ナル林</p>	<p>大字茂田字下伊呂字二七〇の二、二七〇の五、二七〇の六、二七二の二、二七二の三、二八四の三、二八五の二、二八六の二及びこれらと一体をなす国有地 大字茂田字菖蒲谷二八九の四 大字茂田字ナル林シの全域</p>
<p>大字茂田字イロ谷</p>	<p>大字茂田字イロ谷のうち四一一の一から四一一の一四まで以外の区域</p>

大字茂田字片平
 大字茂田字上伊呂字三〇五の二
 大字茂田字片平のうち四一三の二から四一三の四まで以外の区域

鳥取県告示第三百八十八号
 鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。
 平成三年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

書誌番号	種別	題名	発行所	発行人	表示された発行所名
4013	雑誌その他 の刊行物	ガールズリッパ	雑誌01 X-12	雑誌01 428E	エスケイター出版
4014	"	花椿	雑誌01 X-11	雑誌01 428E	エスケイター出版
4015	"	愛の花	雑誌 AW-11	雑誌 AW-11	ADWORK
4016	"	PUSSY CATS	雑誌 AW-12	雑誌 AW-12	ADWORK
4017	"	少女 fan	SL-6 L	SL-6 L	Do 企画
4018	"	SWEET	ST-5 L	ST-5 L	Do 企画

4019	"	絶頂夢	MC—ク C	Do 企画
4020	"	スベルマ フライ	MD—エ B	Do 企画
4021	"	DESIRE—X	ME—6 —L	Do 企画
4022	"	密蔵	MD—エ A	Do 企画
4023	"	Milkey	MK—5 —L	Do 企画
4024	"	受精蔵	MC—ク B	Do 企画
4025	"	アップル通信 1月号	雑誌 0155 9—1	三和出版株式会社
4026	"	オレソ通信 1月号	雑誌 1021 89—1	株式会社東京三世社
4027	"	ザ・ナイスMAGAZINE 1月号	雑誌 1140 09—1	株式会社司書房
4028	"	CITY PRESS 1月号	雑誌 0433 9—1	株式会社東京三世社
4029	"	美少女CLUB 1月号	雑誌 0763 5—1	株式会社サン出版
4030	"	THEポッキー通信 4月号	なし	三共図書出版社
4031	"	ピチオフラッシュ 4月号	雑誌 1133 79—4	株式会社技速書房
4032	"	ルンロン写真 4月号	なし	三共図書出版社
4033	"	GAL情報 5月号	なし	三共図書出版社
4034	"	ザ・ビッグMAGAZINE 5月号	雑誌 1405 7—5	株式会社大洋書房

4035	"	THEポッキー通信 5月号	なし	三共図書出版社
4036	"	VIDEOアレス 5月号	雑誌 1760 5—5	株式会社グイアア レス
4037	"	ピンクマニア 5月号	なし	三共図書出版社
4038	"	VIDEGAL通信 39	なし	不明

鳥取県告示第三百八十九号

平成三年三月鳥取県告示第百八十五号（鶏等の移入の禁止について）及び平成三年三月鳥取県告示第百九十三号（鶏等の移入の禁止について）は、廃止する。

平成三年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、八東土地改良区の定款の変更を平成三年四月十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字宇野字西又二 一九六三の二〇（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

公園用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百九十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市白兎字白浜六八八の四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成三年四月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名		変 更 前	変 更 後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
米子境港線	境港市上道町三一五〇地先から 同市上道町二二七二地先まで	境港市上道町三一五〇地先から 同市上道町三一四六地先まで	境港市上道町三一五〇地先から 同市上道町二二七二地先まで	二〇・四 三六・〇	六九・〇
	境港市上道町三一五〇地先から 同市上道町二二七二地先まで	境港市上道町三一五〇地先から 同市上道町二二七二地先まで	境港市上道町三一五〇地先から 同市上道町二二七二地先まで	二二・〇 四五・〇	七六一・〇

鳥取県告示第三百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図書は、平成三年四月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区	間	供用開始の年月日
米子境港線	境港市上道町三二五〇地先から同市上道町二二七二地先まで		平成三年四月二十三日

鳥取県告示第三百九十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定に基づき、米子市堀川土地区画整理組合の解散を平成三年四月十八日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

平成三年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十條第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年四月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	メドレーI	株式会社三共
	ゴールドラッシュユI	
	ガンコおやじII	マルホン工業株式会社
	ラッキーセブンA	
	ラッキーセブンB	株式会社平和
	ファミリーペンギン	

正 誤

平成三年二月鳥取県告示第百七十二号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
 四 上 九 一八六七の一〇 一八六七の一〇（国有林）

回胴式遊技機	アレンジボール遊技機				
	アラジンⅡ	頓珍漢	ビッキーセブンⅡ	エクスプレス	レッドスネークカモン
				ターンバック	
				ファイバーチャレンジ DI	
				株式会社大同	
				株式会社藤商事	
				株式会社藤商事	
				株式会社三共	
				株式会社藤商事	
				太陽電子株式会社	
				サミー工業株式会社	